

女性活躍推進法に基づく行動計画

女性が職業生活においてその能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日

2. 計画内容

- (1) 管理職に占める女性労働者の割合 60%以上を維持する
- (2) 部署ごとに従業員の超過勤務時間を月平均1時間以内とする

3. 計画を実行するための取り組み

- (1) 職員が働き続けやすい環境を整備し、キャリア形成のための時間を確保する。
- (2) 業務状況を部署内で共有し、職員の間で互いの立場を理解し、チーム全体で勤務
時間内に業務を終了させるために助け合う。

超過勤務時間縮減に向けた意識を徹底し、管理職のマネジメント力を強化する。

公表項目	年度	率・割合
労働者に占める女性労働者の割合	令和4年度	64%
女性の育児休業取得率	令和4年度	100%
有給休暇取得率	令和4年度	73%
管理職に占める女性労働者の割合	令和4年度	59%

区 分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する 女性の賃金の割合)	「男女の賃金の差異」 付記事項
全労働者	90.4%	
正社員	89.1%	
パート社員	93.3%	

- ・ 対象期間：令和5年1月1日～12月31日
- ・ パート社員：パート、非常勤が該当
- ・ 賃金：通勤手当は除く